

一時保護所における児童の学習支援について

大学生による学習ボランティア実践から

○ 札幌大谷大学短期大学部 今西良輔 (7447)

一時保護所、学習支援、大学生

1. 研究目的

学齢期の児童の学習を支えるのは、義務教育が必要とされ、子どもの権利養護や年齢相応の発達保障がなされるべきである。一時保護される児童の学習については、一時保護所内で補わなければならない。児童相談所に一時保護された子ども達は、基本的に通園や通学等、外部へ出ることはできない。ほとんどの一時保護所の日課の中で学習というものは行われているはずだが、学校教育で行われているものとはほど遠いものである。学習指導員という形で一時保護所に配置をされ、教育に近い形を作り上げている所もあるが、一時保護所の特性上、十分な設備や学校教育が備わってはいない。児童自立支援施設の入所児童のように分校があるわけではない。

和田(2014)によると、約7割の児童相談所が専用の学習室があり、3割以上の一時保護所は食堂や他の部屋との兼用で学習指導が行われているとのことである。また、学習の形態については、授業形式16%程度、残りの9割近くがプリント形式による対応をしている。

筆者の大学生による学習ボランティアの導入については、①児童福祉現場を大学生が肌で感じ、経験値を高めること、②入所児童に大学生というロールモデルを見せること、③教職経験者または教育に携わる者が不在の一時保護所に学習のサポーターを入れ、少しでも児童の学習に関わる目を増やすことが入所児童の教育効果およびこれからの児童福祉を担う人材育成に繋がるのではないかと考えたためである。

今回のZ児童相談所は、学習指導員の配置もなく、教職経験者または教育に携わる者の配置がなく、児童指導員や保育士が学習を担当している場所である。さらに、Z児童相談所では、一時保護所の学習の充実を図りたいと考えていることも重なり、地域の人材の活用と学生教育の一環として大学生の学習ボランティアを実施することとなった。

2. 研究の視点および方法

本研究では、大学生が一時保護されている社会的養護の子ども達への学習支援を通して、大学生のボランティアからの理解と児童相談所一時保護所における学習支援のあり方を検討したいと考えている。

調査対象者は、学習ボランティアに参加した学生の内、インタビュー調査に協力が得られた大学生6名とした。インタビュー内容は、①一時保護所の学習ボランティアは必要かどうか、②一時保護所の学習環境に対する考え、③一時保護児童との関わりを通して感じる事、④子どもとの関わりを通して自分にもたらされたもの、という4つの項目から自由に語ってもらう半構造化面接でグループインタビューを実施した。分析方法は、質的内容

分析法を用いて実施した。調査時期は、2017年1月に行い、約1時間半～2時間程度で終了した。

### 3. 倫理的配慮

児童相談所一時保護所については、所長および担当職員に対して、学生に大学にて活動の守秘義務、倫理的配慮について説明をしたこと、活動主旨、学会発表および研究発表への活用について書面にて説明し、承諾を得ている。調査対象者の学生には、児童相談所におけるプライバシーの配慮及び守秘義務について説明する。また研究発表等の際、個人が特定されないように配慮することを書面にて説明し、承諾を得ている。本研究の発表では、児童相談所名や対象者名が特定されないよう配慮し、匿名性を保ち分析を実施した。

### 4. 研究結果

分析方法は、質問項目毎にカテゴリー分類した。解答からの分類では、小カテゴリー 75 項目、中カテゴリー 48 項目、大カテゴリー 23 項目となった。大カテゴリーをさらに分けると、①一時保護所の学習環境と学習支援、②入所児童との関わり、③自分自身の変化、の3つとなった。子どもとの学習を通して、関係性を築く難しさに関係性を築くことの難しい子ども達との間合いを体験していた。また、子どもとの関わりを通して、自己課題の明確化、実践力の必要性、サポート体制の大切さを改めて理解し、自分たちの生き立ちの整理と専門職者としての自覚を口にするようになっていた。

### 5. 考察

今回の活動のねらいであった大学生に児童福祉現場を学生が肌で感じ、経験値を高めること、入所児童に大学生というロールモデルを見せること、児童の学習に関わる目を増やすことは、初めての試みとしては良い方に働いたと思っている。これまでの一時保護所における学習の目的の調査から、分かる喜びを味あわせること(82.7%)、基礎学力をつけること(73.3%)、集中して取り組むことの大切さを感じさせること(68.0%)、学習に対する自信を付けさせること(66.7%)、入所児童に対しては、勉強を嫌いにならないような工夫や配慮を中心に考えられている。学生からのインタビュー調査結果を踏まえても同様と考えられた。一時保護されている間の学習を補うことの難しさがあるものの、やはり、公教育導入について検討されるべき(和田 2016)という指摘があるように子どもの貧困対策や社会的養護の子どもたちの低い進学率を考えると導入を本格的に考えなければならない。

一時保護所の機能からすると、閉鎖的な機能によって入所児童の命を守る、一方で子どもの権利や学習権の保障等を担保することが子どもの自立支援を進めるためには必要である。今回は、大学生という社会資源の活用を試みたが、公教育導入が難しい状況からすると外部の協力と介入が必要不可欠な実情である。